

住民基本台帳実態調査実施要領

1 目的

この調査は住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民の居住の実態を把握し、住民基本台帳の正確性の確保を図ることを目的とする。

2 調査対象者

函館市内に住民登録をしているが、当該住所に居住していない（以下、「不現住」という。）と思われる住民を対象とする。

3 調査の実施

調査は依頼または申出（様式9）により、戸籍住民課が作成する住民基本台帳実態調査票（様式1）に基づいて実施する。

4 調査員

調査員は原則戸籍住民課の職員および各支所住民基本台帳事務担当職員とし、戸籍住民課長が住民基本台帳利用部局等と協議のうえ決定する。

5 書類調査

- (1) 住民基本台帳利用部局等に対し不現住について、現状確認をする。
- (2) 様式9により申出があり、前項により不現住を確認した場合は、本人またはその関係者に照会書（様式2～4）を発送する。

6 実地調査

- (1) 書類調査の状況により、必要な場合は実地調査を行う。
- (2) 実地調査は2名で行う。
- (3) 調査員は身分証明書（様式5）を携帯し、関係人の請求に応じこれを提示しなければならない。

(4) 調査に当たって調査員は、あらかじめ関係人に事情を説明し、プライバシー保護に十分配慮して事情聴取する。

(5) 訪問世帯が留守の時は、連絡票（様式 6）を置いてくる。

7 調査後の事務処理

(1) 転出または転居先が判明した場合は、期限を定めて催告書（様式 7）を送付する。

(2) 期限が経過し、なお届出がないときは職権により住民票の消除等の処理をする。

(3) 転出先が不明あるいは転出後、転入通知がないなど、所在が不明の場合は職権により住民票の消除等の処理をする。

8 本人等への通知

(1) 処理の結果について通知書（様式 8）により、本人に通知する。

(2) 本人への通知が出来ない場合は、住民基本台帳法施行令第 12 条第 4 項の規定により公示する。

9 施行期日

この要領は、平成 12 年 10 月 26 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

住民基本台帳実態調査票

(様式1)

調査対象	住所	町 丁目 番(地) 号		世帯主	
	氏名			生年月日	男女
	本籍	町 丁目 番(地)		筆頭者	
書類	国保	. . 加入・非加入 . . 資格停止		照会書	. . 発送
	年金	. . 加入・非加入			. . 発送
	介護	資格 1号・2号・無 受給 有・無			. . 返送
	投票所 入場券	. . 返戻 . . 返戻			. . 返送
調査	申出	(. . 電話・文書) 申出 . . 頃から不在 居住の事実なし その他 ()		世帯主・同一世帯員・賃貸人 管理人・その他	住所 氏名 ☎
		調査 依頼	官公署名 (. . 電話・文書依頼) ☎ (担当)		
実地 調査	住所 (該当建物 有・無)		本人の所在 (転居・転出・不明)		
	転出時期 (. . ・不明)		転出先 (. . ・不明)		
	その他 ()				
回答者	回	世帯主・世帯員・ 貸主・管理人・他		添付資料 住民票 戸籍謄本・附票	
		世帯主・世帯員・ 貸主・管理人・他		返戻された 照会書等	
	特記			申出書・ 調査依頼書 ()	
調査年月日		平成	年	月	日
		調査員			

本人用照会書
(往 信 表 面)

<p>_____</p> <p>_____ 様</p> <p>函館市市民部戸籍住民課 住民実態調査担当</p> <p>〒040-8666 函館市東雲町 4 番13号 電話</p>

(往 信 裏 面)

<p>【住民票に関する照会について】</p> <p>あなたは、 年 月 日から、 函館市 町 丁目 番（地） 号に住所を定め ていますが、現在も実際にお住まいになっておられるかどうか確認いたした いので、お手数でも早急に返信用はがきにて、ご回答くださるようお願いい たします。</p> <p>このまま放置されますと住民票を削除することもございます。</p>

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

本人用照会書
(返信表面)

〒040-8666

函館市東雲町 4 番13号

函館市市民部戸籍住民課
住民実態調査担当 行

(ご発信人)

住所 _____

電話 _____

氏名 _____

(返信裏面)

回 答

1 現在も居住している

2 現在は居住していない

平成 年 月 日に

_____へ引っ越した

3 その他

整理番号 _____

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

親族用照会書
(往 信 表 面)

<p>_____</p> <p>_____様</p> <p>函館市市民部戸籍住民課 住民実態調査担当</p> <p>〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話</p>
--

(往 信 裏 面)

<p>【住民票に関する照会について】</p> <p>住民票は、選挙、年金、義務教育など住民の利便のため、広く活用されて おります。</p> <p>さて、あなたの_____にあたる_____様は、 _____年 月 日から、 函館市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番(地) _____ 号に住所を定め ていますが、現在も実際にお住まいになっておられるかどうか確認いたした いので、お手数でも早急に返信用はがきにて、ご回答くださるようお願いい たします。</p> <p>このまま放置されますと住民票を削除することもございます。</p>

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

親族用照会書

(返信表面)

〒040-8666

函館市東雲町 4 番13号

函館市市民部戸籍住民課
住民実態調査担当行

(ご発信人)

住所 _____

電話 _____

氏名 _____

(返信裏面)

【調査対象者】

住 所 函館市 町 丁目 番(地) 号

氏 名 _____ 様

回 答

1 現在も居住している

2 現在は居住していない

(1) 平成 年 月 日に

_____ へ引っ越した

(2) 平成 年 月 日 (頃) から行方不明

3 その他

整理番号 _____

関係者用照会書

(往 信 表 面)

_____様
函館市市民部戸籍住民課 住民実態調査担当
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電話

(往 信 裏 面)

【住民票に関する照会について】

住民票は、選挙、年金、義務教育など住民の利便のため、広く活用されております。

さて、このたび当市では下記の方の住所について調査しております。

つきましては、お手数でもお早めに返信用はがきにて、ご回答くださるようお願いいたします。

記

調査対象者

氏 名 _____様

住 所 函館市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番(地) _____ 号

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

関係者用照会書
(返信表面)

〒040-8666

函館市東雲町 4 番13号

函館市市民部戸籍住民課
住民実態調査担当 行

(ご発信人)

住所 _____

電話 _____

氏名 _____

(返信裏面)

【調査対象者】

住 所 函館市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番(地) _____ 号

氏 名 _____ 様

回 答

1 現在も居住している

2 現在は居住していない

(1) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日に

_____ へ引っ越した

(2) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (頃) から行方不明

3 その他

整理番号 _____

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(表 面)

(契 印)	第 号
身 分 証 明 書	
所属部課	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事する職員であることを証明する。	
年 月 日 交 付	
函 館 市 長	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</div>	

(裏 面)

住 民 基 本 台 帳 法 (抄)

(調査)

第34条 市町村長は、定期に第7条に規定する事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条に規定する事項について調査をする事ができる。

3 市町村長は前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合にはその身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第35条 住民基本台帳に関する事務に従事している者又は従事した者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則)

第45条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(連 絡 票)

【住民票に関する照会について】

住民票は、選挙、年金、義務教育など住民の利便のため、広く活用されております。

さて、 月 日住民基本台帳法に基づく住民実態調査のため、お伺いしましたが、お留守でしたので、 月 日 時頃に再度参ります。

もし、ご都合が悪ければ、お手数とは存じますが、下記までお電話等でご連絡くださるようお願いいたします。

連絡先 函館市市民部戸籍住民課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 (担当)

(様式7)

函 市 戸
平成 年 月 日

様

函館市長

印

住民票に係る届出の催告について

住所を変更した場合は、本人または世帯主が届出をしなければならないことになっています。

しかし、下記の方についての届出が、いまだなされておられませんので、早急に届け出てください。

平成 年 月 日までに届出、またはご連絡がない場合には、住民票を消除することがあります。

記

1 該当者

氏 名 様 (世帯主名 様)

住民票上の住所

函館市 町 丁目 番(地) 号

2 届出の方法

(1) 函館市内で引っ越した場合

市民部戸籍住民課または支所に「転居届」を出してください。

(2) 函館市外に引っ越した場合

同封の「転出届」の太枠内をすべて記入して、

「函館市東雲町4番13号 函館市市民部戸籍住民課」あて、切手を貼付した返信用封筒を同封し郵送してください。

こちらから「転出証明書」を返送しますので、その証明書を持って引っ越し先の役所で転入の手続きをしてください。

(様式8)

函 市 戸
平成 年 月 日

様

函館市長



住民票の職権消除について

住民基本台帳法34条に基づき、あなたの住所、世帯等に係る実態調査をした結果、住民票の住所に居住していないことが判明しました。

住民基本台帳法8条及び同法施行令第12条第1項の規定により、下記のとおりあなたの住民票を職権消除しましたので通知します。

記

- 1 氏名 _____
- 2 性別 男 ・ 女
- 3 生年月日 _____ 年 月 日
- 4 世帯主氏名 _____
- 5 続柄 _____
- 6 住民票に記載されていた住所

函館市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番(地) _____ 号

申 出 書

平成 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 _____

申出人 氏 名 _____ ㊞

(関係 :)

(電話 :)

下記の者は、長期間現在の住民基本台帳上の住所には居住しておらず、不都合が生じておりますので、調査の上しかるべき処理をするよう申し出ます。

記

1 氏 名 _____ (世帯主 _____)

2 住民基本台帳上の住所

函館市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番(地) _____ 号

3 いなくなった時期 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日頃

4 移転先

5 不都合等の内容

